

『C-Book 民法Ⅱ 第5版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年1月11日現在

ページ	場所	誤	正	更新日
28	8行目	六 物権行為の独自性と無因性 と 関係	六 物権行為の独自性と無因性 との 関係	2012.8.31
58	21行目	(信的悪意者排除論)	(背 信的悪意者排除論)	2012.8.31
93	「4 土地と立木をともに譲渡した場合の処理」の図表	(水)明認方法	④ 明認方法	2012.8.31
106	下から2行目	代理： 私的自治に基づいて認められる効果意思の効果であり、法律行為上の制度	代理 (99 以下)： 意思表示の代理であり、私的自治の延長として、その効果意思に応じた法律効果を与えるもの	2012.8.31
107	22行目	求権の被告にもならない。	求権の被告にも なら ない。	2012.8.31
205	「考え方のすじ道」 7行目	Bは、295条2項の類推適用により、留置権を主張できない	削除	2012.8.31
262	下から1行目	…を有する という ものにすぎないので不当 である と主張する。	…を有するにすぎないので不当 でない と主張する。	2012.8.31
286	「問題の所在」 11行目	…の比較について、第3編3-3-2…	…の比較について、第3編3-3- 2 …	2012.8.31

ページ	場所	誤	正	更新日
298	学習の指針 本文 17、18 行目	しかし、それでは社会経済上不利益であるばかりでなく、 抵当権設定者当事者 の意思にも反する…	しかし、それでは社会経済上不利益であるばかりでなく、 抵当権設定当事者 の意思にも反する…	2012. 8. 31
333	10 行目	3 抵当権侵害に対する損害賠償請求権	4 抵当権侵害に対する損害賠償請求権	2012. 8. 31
385	「考え方のすじ道」 7 行目	こ対して	これ に対して	2012. 8. 31
391	2 行目	2 集合動産 物 譲渡担保の有効性	2 集合動産譲渡担保の有効性	2012. 8. 31
70	9 行目	⇒第 2 編 2-2-2 四	⇒第 2 編 2-2-2 五	2012. 5. 8
351	19 行目	最判昭 60. 5. 23／百選 I [91]	最判昭 60. 5. 23／百選 I [93]	2011. 12. 29
360	3 行目	の処分方法である 375 条 1 項の処分	の処分方法である 376 条 1 項の処分	2011. 12. 29
62	問題の所在にある図	C (背)	C (善)	2012. 3. 13
62	問題の所在にある図	D 占有	D (背)	2012. 3. 13
15	【返還請求権・妨害排除請求権・妨害予防請求権の相違】表中の 1 行目・1 列目	物権的妨害予防請求権	物権的返還請求権	2011. 6. 18
15	【返還請求権・妨害排除請求権・妨害予防請求権の相違】表中の 3 行目・1 列目	物権的返還請求権	物権的妨害予防請求権	2011. 6. 18
56、57	56 頁下から 8 行目の①に対応する図、 57 頁上から 1 行目の②に対応する図	—	①と②の図を入れ替える	2011. 6. 18

ページ	場所	誤	正	更新日
59	23 行目	甲	A	2011. 6. 18
64	16 行目の図中	④	②	2011. 6. 18
69	13 行目	⇒第 2 編 2 - 2 - 2 二	⇒第 2 編 2 - 2 - 2 三	2011. 6. 18
70	「考え方のすじ道」 中の 10 行目	所有権を主張しない	所有権を主張しえない	2011. 6. 18
71	「考え方のすじ道」 中の 9 行目	所有権を主張えない	所有権を主張しえない	2011. 6. 18
239	4 行目	疑問視されいる	疑問視されている	2012. 2. 9
271	右欄「判例」の判例 年月日の後	百選 I [85]	百選 I (第五版新法 対応補正版) [85]	2012. 2. 9
284	下から 1 行目	物上代位することが きる	物上代位することが できる	2012. 2. 9
320	12 行目	百選 I [84]	百選 I (第五版新法 対応補正版) [84]	2012. 2. 9
325	2 行目	抵当権を消滅する	抵当権は、消滅する	2012. 2. 9
392	下から 18 行目	百選 I [78]	百選 I [98]	2012. 2. 9
397	10 行目	百選 I [78]	百選 I [98]	2012. 2. 9
413	右欄「判例」の判例 年月日の後	百選 I [100]	百選 I (第五版新法 対応補正版) [100]	2012. 2. 9
442	右の段 下から 2 行 目	…340	…390	2012. 2. 9
25	最後の行	②…、取引の安全を 確保でき。	②…、取引の安全を 確保できる。	2011. 7. 15
26	8 行目	四 「意思表示」の 解釈①～	四 「意思表示」の 解釈②	2011. 7. 15
44	真ん中少し下	2 二重譲渡の理論 的説明（不完全物権 変動説と公説）	2 二重譲渡の理論 的説明（不完全物権 変動説と公信力説	2011. 7. 15

ページ	場所	誤	正	更新日
44	下段「考え方のすじ道」の中	<p>確かに、意思表示のみによって当事者間でも第三者に対する関係でも物権変動を生ずる (176)</p> <p>↓しかし</p> <p>↓したがって</p> <p>甲は完全に無権利者とはならず、残された権限に基づきさらに丙に二重譲渡しうる</p> <p>↓そして</p> <p>丙は登記を経ることによって完全な所有権者になると考える</p> <p>民法は公示の原則を採用し、登記を具備しない限り第三者に対抗しえないとしているので (177)、登記を備えない限り完全に排他性のある物権を取得することはできないと考える (不完全物権変動説)</p>	<p>確かに、意思表示のみによって当事者間でも第三者に対する関係でも物権変動を生ずる (176)</p> <p>↓しかし</p> <p>民法は公示の原則を採用し、登記を具備しない限り第三者に対抗しえないとしているので (177)、登記を備えない限り完全に排他性のある物権を取得することはできないと考える (不完全物権変動説)</p> <p>↓したがって</p> <p>甲は完全に無権利者とはならず、残された権限に基づきさらに丙に二重譲渡しうる</p> <p>↓そして</p> <p>丙は登記を経ることによって完全な所有権者になると考える</p>	2011. 7. 15
50	問題の所在の最後の行	…登記が 必要である の問題となる	…登記が 必要である のか問題	2011. 7. 15
51	真ん中	(b) 遺産分割相財産の処分	(b) 遺産分割後の 相続財産 の処分	2011. 7. 15

ページ	場所	誤	正	更新日
51	問題の所在の中の図	図表の中に、「甲土地」「A B C D」の表記がない	P 50 の「問題の所在」の中の図と同じように「甲土地」「A B C D」を入れる	2011. 7. 15
52	下から 14 行	④…遡及効の制限認められている	④…遡及効の 制限が 認められている	2011. 7. 15
81	考え方のすじ道」の最後の行	…Xは 即時取 しうる	…Xは 即時取得 しうる	2011. 6. 20
168	21 行目	∴ 乙の 存在を 奇貨としており……	∴ 乙の 不在を 奇貨としており……	2012. 12. 21
228	下から 3 行目	⇒ 第 2 編 3 - 3 二 4 の表参照	⇒ 第 3 編 3 - 3 二 4 の表参照	2012. 12. 24
228	下から 4 行目	⇒ 第 2 編 3 - 3 二 4 の表参照	⇒ 第 3 編 3 - 3 二 4 の表参照	2012. 12. 24